

横須賀都市計画生産緑地地区の変更（横須賀市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約25.1ha	<p>平作5丁目地内において、箇所番号17の面積の変更 （変更前 1,120㎡ → 変更後 1,090㎡ 30㎡減）</p> <p>衣笠町地内において、箇所番号27の区域の縮小 （変更前 1,070㎡ → 変更後 1,050㎡ 20㎡減）</p> <p>西浦賀5丁目地内において、箇所番号48の面積の変更 （変更前 1,210㎡ → 変更後 1,220㎡ 10㎡増）</p> <p>佐原5丁目地内において、箇所番号53の面積の変更及び区域の縮小 （変更前 14,070㎡ → 変更後 13,920㎡ 150㎡減）</p> <p>津久井3丁目地内において、箇所番号95の面積の変更 （変更前 5,790㎡ → 変更後 5,900㎡ 110㎡増）</p> <p>秋谷1丁目地内において、箇所番号146の面積の変更 （変更前 1,350㎡ → 変更後 1,390㎡ 40㎡増）</p> <p>佐島1丁目地内において、箇所番号167の面積の変更 （変更前 730㎡ → 変更後 650㎡ 80㎡減）</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

1 箇所番号 17

生産緑地地区のうち、箇所番号17については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

2 箇所番号 27

生産緑地地区のうち、箇所番号 27 については、一部区域が公共施設等の敷地の用に供されたことにより、区域の縮小を行うものです。

3 箇所番号 48

生産緑地地区のうち、箇所番号48については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

4 箇所番号 53

生産緑地地区のうち、箇所番号 53 については、一部区域が公共施設等の敷地の用に供されたことにより、区域の縮小を行うものです。

また、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

5 箇所番号 95

生産緑地地区のうち、箇所番号95については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

6 箇所番号 146

生産緑地地区のうち、箇所番号146については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

7 箇所番号 167

生産緑地地区のうち、箇所番号167については、登記の更正が生じたため、面積の変更を行うものです。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約 <u>25.1</u> ha	168
旧	約 <u>25.1</u> ha	168
増 減	約 0.0 ha	0